

ケアハウスかんべ村 運営規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人フェニックスが運営する「ケアハウスかんべ村」（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、身体機能の低下により自立した生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族の援助を受けることが困難な者（以下「入居者」という。）に対して住みよい住居を提供し、食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜を適用することにより、安心して生活できることを目指す。

(職員の職種、数及び職務の内容)

第3条 施設に勤務する職員の職種、数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1 名
施設長は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 名
生活相談員は入居者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。
- (3) 介護職員 2 名
介護職員は入居者に対し必要な支援を行う。
- (4) 栄養士 1 名
栄養士は献立の作成、栄養量の計算、調理上の衛生管理を行うとともに、調理職員への指導を行う。
- (5) 事務員 2 名
事務員は、会計業務及び施設運営に必要な総務業務全般を行う。

(勤務体制の確保等)

第4条 施設は入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、前項の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送るために持続性を重視したサービスを提供できるように配慮する。
- 3 施設は、職員に対しその資質向上に資する研修の機会を確保する。
- 4 施設は、夜間においても入居者の安全を保ち緊急に迅速な対応がとれるよう、

夜間当直を配置する。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は72名とする。

(入居対象者)

第6条 施設の入居対象者は、次の号に規定する要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下などにより自立した生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの。
- (2) 60歳以上の者。ただしその配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者とともに入居させることが必要と認められる者を除く。

(入居申し込み)

第7条 施設への入居希望者は、利用申込書を提出しなければならない。

2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入退去)

第8条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家族の状況等の把握に努める。

2 施設は入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難であると認められる入居者に対し、入居者本人及びその家族の希望を十分に勘案し、その入居者の状態に適合するサービスに関する情報を提供するとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう、必要な援助に努める。

3 施設長は、入居申込書を受理したのち、その内容を確認して「入居申込者名簿」に登録するものとする。

4 施設への入居希望者は、身元保証人を2名たてるものとする。

5 施設は、施設への入居希望者本人及び身元保証人との面談を行う。面談では入居希望者の尊厳に配慮しながら、生活状況、健康状態などについての確認を行う。

6 面談の結果については、延滞なく通知するものとする。

7 入居が決定した者は、入居日までに契約を締結する。

8 入居者に対しては、入居時に健康診断を行うとともに、本人の生活状況、家族状況、健康状態などを記載した基本台帳を作成し、入居後の健康管理、相談、助言などに備えるものとする。

9 入居者は、施設を退去しようとするときは 30 日前までに、施設長へ「退所届」を提出しなければならない。

10 施設は、入居者が次の各号に該当したときは 30 日間の予告期間において入居契約を解除し、入居を取り消すことができる。

- (1) 入居の要件に関して、虚偽の届け出を行って入居したとき。
- (2) 利用料を請求してから 3 ヶ月以上支払わないとき。
- (3) 費用の算定に当たって虚偽の届け出を行った場合。
- (4) 施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき。
- (5) 個別の日常生活上の援助（調理を除く）又は介護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受ける事ができないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について乙自身が判断できなくなったとき。
- (7) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (8) 身元保証人がその責務を果たさなかったとき。

（サービス提供の方針）

第9条 施設は、入居者について安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供するとともに、生きがいをもって生活するための機会を適切に提供する。

2 施設の職員は、入居者に対するサービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

3 施設は、入居者に対するサービスの提供にあたっては、入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

4 施設は、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

5 施設は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、指針を整備及び研修を定期的実施する。

（食事）

第10条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を 1 日 3 食、適切な時間に提供する。

(生活相談等)

第11条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を送るために必要な行政関係等に対する手続きについて、入居者本人又はその家族が行うことが困難である場合には、その意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流などの機会を確保するように努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努める。

5 施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入居者の清潔の保持に努める。

6 施設は、入居者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション等が実施できるように努める。

(居宅サービス等の利用)

第12条 施設は、入居者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境などに応じ適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行う。

(健康の保持)

第13条 施設は、入居者に対して定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、入居者の健康管理に努める。

(地域との連携)

第14条 施設は、その運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行い、地域との交流を図る。

(サービス提供の記録)

第15条 施設は、提供した具体的なサービスの内容を記録し保存する。

(利用料の受領)

第16条 施設は、入居者から利用料として、次に掲げる費用の支払いを受ける。

(1) サービスの提供に要する費用

入居者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として広島市長が定める額とする。

(2) 生活費

食材料費及び共用部分に係る光熱水費として、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して広島市長が定める額を上限とする。

(3) 居室に係る光熱水費

(4) 入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活に通常必要となる費用で入居者に負担させることが適当と認められる費用。

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し事前に説明し、同意を受ける。

(入居者が遵守する事項)

第17条 入居者は、施設を利用するにあたり、別に定める「入居のしおり」を遵守するものとする。

(非常災害対策)

第18条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知する。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 施設は、職員の中から消防法に定められた防火管理者を選任し配置する。

(衛生管理等)

第19条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な処置を講ずる。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、全職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設の全職員に対し、感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒

の発生が疑われる際の対処などに関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第20条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協医療機関を定める。

(苦情への対応)

第21条 施設は、その提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講ずる。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。

3 施設は、その提供したサービスに関し、市から指導又は苦情を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市から求めがあった場合には前項の改善内容を市に報告する。

5 施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条 1 項の規定による調査にできる限り協力する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 施設は、事故の発生又はその発生を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに広島市、入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、入居者に故意または重大な過失が認められ施設の責めに帰すべき理由が認められない場合には、生じた損害を賠償しない、ないしは施設の損害賠償責任を減じる場合がある。

(虐待防止のための措置)

第23条 施設は、入居者に対する虐待防止のため、次の各号に取り組みものとし、入居者の人権の擁護、虐待防止等のために、責任者を設置する。

(1) 組織運営の健全化

- (2) 職員の負担やストレスの対応
 - (3) チームアプローチ、職員間の連携
 - (4) 職業倫理、法令順守の意識啓発
 - (5) ケアの質の向上
 - (6) 家族等介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
 - (7) 虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村関係機関への報告
- なお、これらの運用にあたっては、「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」(社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター)を参考にする。

虐待防止責任者：沼田 裕子 (管理者)

(記録の整備)

第24条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

- (1) 入居者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第9条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由の記録
- (4) 第21条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 第22条第2項の事故の発生状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(秘密保持等)

第25条 施設職員は、業務上知り得た入居者及び家族の個人情報等につき守秘義務を負う。

2 施設職員は、業務上の正当な理由がある場合に限り、別に定める個人情報に関する基本方針及び個人情報の利用目的に基づき、入居者及び家族の個人情報を利用することとする。

3 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は家族の個人情報を漏洩することがないように必要な措置を講ずる。

(身元変更の届出)

第26条 入居者、入居後に身上に関する変更事項が生じたときは、その旨を延滞なく施設へ届け出るものとする。

(掲示)

第27条 施設は、施設の見えやすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 施設は、入居者の意見や要望を運営に反映させるために、入居者懇談会を定期的を開催する。

2 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人フェニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定を平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附則 この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。